
藤 枝 市

いじめの防止等のための基本的な方針



平成 30 年 3 月

藤 枝 市 教 育 委 員 会

子 ど も が 安 心 し て 学 べ る 学 校 づ くり 推 進 協 議 会

藤枝市いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに.....	1
第1 いじめの防止等の基本的な考え方	
1 いじめの定義.....	2
2 いじめの理解.....	2
3 基本的な考え方.....	2
(1) いじめの未然防止.....	3
(2) いじめの早期発見.....	3
(3) いじめの早期対応.....	4
(4) 関係機関との連携.....	4
第2 いじめの防止の内容	
1 市が実施すべき内容.....	4
(1) 基本方針の策定.....	4
(2) 組織の設置.....	4
(3) いじめの防止に関する措置.....	5
(4) 関係機関との連携.....	5
2 学校が実施すべき内容.....	5
(1) 基本方針の策定.....	6
(2) 組織の設置.....	6
(3) いじめの防止に関する措置.....	6
3 重大事態への対処.....	8
(1) 市及び学校による対処.....	8
(2) 学校に係る対処.....	8
(3) 県教育委員会の指導、助言及び援助.....	9
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	9

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめの態様は以下のようなものがあります。

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この判断する際、いじめには多様な態様があることに留意して、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないようにすることが必要であります。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。暴力を伴わないいじめは、国立教育政策研究所によるいじめの追跡調査の結果によれば、小学校4年生から中学校3年生までの6年間において、いじめられた経験、いじめた経験を全く持たなかった子どもは両方とも1割程度であり、多くの子どもたちがいじめられる側、いじめめる側の立場を経験しています。

このようないじめられた、いじめたという二つの立場だけでなく、周りにいていじめをはやし立てたりする者や、見て見ぬ振りをして関わりを持たない者などもいじめの問題を複雑にする一因であるので、これらの子どもたちにも気をつけて指導をしていく必要があります。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

また、学級や部活動等の集団の雰囲気もいじめの問題を助長する場合がありますので、集団への指導も大切です。

3 基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為であります。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。そのことを踏まえ、いじめの問題の克服のためには、安心・安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくり、集団づくり、学校づくりを行っていくことが大切です。

藤枝市では、平成22年度より『子どもが安心して学べる学校づくり』に向けて、『いじめを許さない学校』『思いやり溢れる学校』を大きな柱として全市をあげて取り組んでいます。

また、「笑顔あふれる教育」を基本理念として、子ども自身が心の描く将来への夢や希望を大切に、子どもが強みや生きる糧となるものを自ら求めて身に付けられる教育、未来の藤枝市を担う頼もしい人づくりを市民総がかりで取り組んでいます。

学校、地域、家庭、関係機関等が一体になって、いじめの問題への理解を深め、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめが起こりにくい学校や地域づくりへの取組を推進していく必要があります。

(1) いじめの未然防止

- ・いじめは人間として絶対に許されないという認識を児童生徒に育むとともに、徹底させていきます。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に捉えるとともに、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う望ましい人間関係に根ざした集団づくりに取り組んでいます。
- ・各学校の特色や良さを大事にしながらピア・サポート活動に取り組み、「思いやり溢れる学校」づくりを推進していきます。
- ・教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると思えるような機会をすべての児童生徒に提供することで、自己有用感を高められるよう努めます。また、家庭や地域の人々にも協力を求め、幅広い大人から認められている思いを得られるように工夫します。
- ・保護者は、子どもの教育について重要な責任を有しているため、家庭教育の中においても他の児童生徒にいじめを行わないよう、規範意識を養うよう協力を求めています。
- ・集団の中で一人一人がかけがえのない大切な存在であるとの認識のもと、児童生徒の自己存在感を高めていきます。
- ・いじめの問題について、児童生徒自らが主体的に考える場や機会を設定し、児童生徒自身がいじめの防止を訴えたり、具体的な取組を推進します。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるとの観点から、校内・校外を問わず、学校・保護者・地域が一体になり、子どもを支援する体制を整えるように努めます。
- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であります。いじめられている児童生徒、いじめている児童生徒の両方からサインが出ています。周りにいる大人たちが児童生徒のささやかな変化に気づき、早い段階からの的確に関わり、積極的にいじめを認知し、解消に向けて対応していきます。
- ・児童生徒がいじめを訴えやすい体制・環境を整えます。より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を真剣に受け止め、学校、家庭、地域が連携して児童生徒を見守っていく必要があります。

(3) いじめの早期対応

- ・学校の教職員は、いじめの問題の解消に向けて早期対応に努めます。その際、そのいじめについての的確に把握し、組織的な対応をします。
- ・いじめられた児童生徒及び保護者、いじめた児童生徒及び保護者、周りでいじめを見ていた児童生徒については、それぞれの状況に応じて誠意を持って適切に対応します。また、学校で把握したいじめについては教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応していきます。
- ・学校の教職員は、日頃からいじめを把握した場合の対処のあり方に、理解を深めておく必要があります。また、学校における組織的な対応が図れるようにいじめについての共通理解を図っておく必要があります。

(4) 関係機関との連携

- ・いじめの問題について、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関と適切な連携を図り対応していきます。また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から教育委員会、学校と関係機関の担当者における情報共有体制を構築する必要があります。
- ・教育相談の実施にあたっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ります。

第2 いじめの防止の内容

1 市教育委員会が実施すべき内容

(1) 基本方針の策定

市教育委員会は国や県の基本方針を踏まえ、地域の実情に応じ、市における対策を総合的かつ効果的に推進するための「藤枝市いじめ防止等基本方針」を定めます。

(2) 組織の設置

ア いじめ問題対策連絡協議会（子どもが安心して学べる学校づくり推進協議会）

市教育委員会は関係機関及び団体の連携を図るために、いじめ問題対策連絡協議会を設置します。この協議会は、年間4回行なわれている「子どもが安心して学べる学校づくり推進協議会」と兼ねることとします。そこでは、各校からのいじめ問題等に関する報告の確認や対応についての協議もします。

イ 市教育委員会の附属機関（藤枝市いじめ問題対策委員会）

市教育委員会はいじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、以下に示すような機能を持つ附属機関を設置します。

- ・教育委員会の諮問に応じ、調査研究等、有効な対策を検討します。
- ・学校におけるいじめの通報や相談、重大事態の発生を受け、第三者的立場から対処します。

なお、附属機関には弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性の確保に努めます。

(3) いじめ防止に関する措置

ア いじめの未然防止

〔教職員の資質向上〕

- ・生徒指導に関する研修会の機会を設定し、いじめの防止等のための資質能力の向上を図るなど生徒指導に係る体制を充実させます。

〔調査研究の推進・啓発活動等〕

- ・いじめの防止及び早期発見のための方策等について、調査研究を進めるとともに国や県の調査研究結果を活用し、いじめ防止等の対策を図ります。
- ・いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度や救済制度等について、必要な啓発活動を行います。

〔情報モラルの推進啓発活動等〕

- ・児童生徒に正しい情報モラルを身につけさせるために、教職員や保護者を対象にした情報モラル講座等を開催し、指導の充実を図っていきます。

イ いじめの早期発見

- ・いじめに関する通報や相談を受け付ける体制を整備します。
- ・学校におけるいじめの実態把握の取組状況等について点検するとともに、生徒指導指針である『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』や『静岡県いじめ対応マニュアル』に掲載してあるチェックリスト等活用し、学校におけるいじめの早期発見への取組を指導していきます。

ウ いじめの早期対応

- ・いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、該当児童生徒に対して適切な指導支援が行うことができるように、学校相互間の連携協力体制を構築していきます。
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対処する体制整備を推進していきます。
- ・市教育委員会は、学校よりいじめの報告を受けたときには、必要に応じ、学校に必要な支援や指導を行っていきます。
- ・学校と地域・家庭、外部機関等必要に応じて有機的な連携が図られるように指導支援を行っていきます。
- ・市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにします。

(4) 関係機関との連携

- ・いじめ問題対策連絡協議会等を通じて、警察、児童相談所、子ども家庭相談センター等の関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携を強化していきます。

2 学校が実施すべき内容

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に策定し、市教育委員会との適切な連携のもと、学校に実情に応じた対策を推進することが求められます。

(1) 基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針、県及び市の基本方針を参考にし、学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を定めます。

- ・策定に当たっては。保護者や地域の関係団体等に意見を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるように努めることが必要です。
- ・具体的には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定めます。
- ・学校いじめ防止基本方針を、地域や保護者にも理解していただくために、策定方法、周知方法等を工夫します。また、児童生徒が主体的にいじめの防止等に取り組めるような方針にします。
- ・いじめの防止等への取組を充実させていくために、学校評価等で定期的に点検を行い、より効果的な基本方針になるよう適宜見直しを図っていく必要があります。

(2) 組織の設置

学校はいじめの防止等の対策のために中核となる常設の組織を置きます。

- ・本組織の構成員としては、学校の管理職や主幹教諭・教務主任、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭等が想定されるが、学校の実情に応じて組織的対応の中核として機能するような体制を構築することが求められます。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉等に関する専門家、医師、教員経験者、警察経験者等の外部専門家が参加しながら対応することもできます。
- ・本組織は学校の中核的な存在であり、学校基本方針に基づく取組の実施、方針の検証・修正、いじめ発生時に対応を協議し組織的対応の中心として役割を担います。
- ・本組織は既存の組織を活用することも可能です。

(3) いじめの防止に関する措置

ア いじめの未然防止

[道徳教育等の推進]

- ・児童生徒が他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、体験活動等の推進を図ることが必要です。
- ・思いやり溢れる学校づくりに向けて、学校の実情に応じてピア・サポート活動に取り組み、温かな人間関係を作るとともに自己有用感を高めていくことが大切です。

[児童生徒の主体的な取組への支援]

- ・いじめの問題について、児童生徒が自ら考える場や機会を設定することが必要です。
- ・児童生徒自らがいじめの問題について向き合い、主体的にいじめの防止等に取り組む活動を支援していくことが求められます。

[いじめ防止の啓発]

- ・いじめを行うことのないように児童生徒だけでなく、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を家庭で行うことができるように啓発していく必要があります。
- ・保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発していく必要があります。
- ・日常的にいじめの問題について触れることを通して、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校に醸成することが求められます。

[教職員の資質向上]

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導等、いじめの防止に向けての対策に関する研修等を計画的に行う必要があります。

[関係機関との連携]

- ・いじめが起きたときに、状況に応じて外部機関と連携が必要であるため、日頃から警察や児童相談所等と協力体制を確立しておく必要があります。

イ いじめの早期発見

[児童生徒の実態把握]

- ・児童生徒の日常的な様子について、小さな変化を見逃すことがないようにするとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施し、常に児童生徒の状況について把握することが必要です。

[相談体制の整備]

- ・児童生徒及び保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備します。
- ・いじめの相談を受けた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを報告した児童生徒の立場を守る必要があります。

ウ いじめの早期対応

[いじめに対する措置]

- ・児童生徒からいじめに係る相談を受け、いじめの事案があると思われるときは当該児童生徒が在籍している学校に通報し、適切な指導を行う必要があります。
- ・児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の確認を行い、認知した場合には市教育委員会まで報告することが必要です。
- ・いじめを認知した場合、いじめを止めさせるとともに再発防止に向けて組織で対応することが必要です。
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しての指導又はその保護者に対して助言を継続的に行うことが求められます。
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように必要な対応を求められます。
- ・教職員が指導及び助言を行うに当たり、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者の間で争いが起きないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有を図る必要があります。
- ・いじめの行為が犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときには、市教育委員会に報告し、指導の下、所轄警察署に通報し連携して対応することが求められます。
- ・校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒をくわえることができます。

3 重大事態への対処

(1) 市及び学校による対処

ア 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合をいいます。

- ・いじめにより、児童生徒の命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、次のようなケース等が想定されます。

＊児童生徒が自殺を企図した場合

＊身体に重大な傷害を負った場合

＊精神的な疾患を発症した場合

＊金品等を奪われるなど重大な被害を被った場合

- ＊いじめにより児童生徒が相当の期間(年間 30 日程度)学校を欠席することを余儀なくされていると認める場合(ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合には上記目安にかかわらず学校の判断によります。)

イ 重大事態のケースの調査

- ・重大事態が発生した場合には、学校(市教育委員会)に組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。重大事態への対処に当たり、いじめを受けた児童生徒又は保護者からの申立てがある場合には、適切かつ真摯に対応します。

ウ 情報の提供

- ・学校(市教育委員会)は、当該調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供します。

エ 市教育委員会の姿勢

- ・学校が調査及び情報の提供を行う場合においては、市教育委員会は、学校に対して必要な指導及び支援を行います。第三者的立場から藤枝市いじめ調査委員会が対処する場合があります。

(2) 学校に係る対処

ア 市長への報告

- ・学校は、市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、市長に報告しなければなりません。

イ 再調査(藤枝市いじめ問題調査委員会)

- ・報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、藤枝市いじめ問題調査委員会を設けて、調査の結果について再調査することができます。

ウ 調査結果に対する措置

- ・市長は、再調査の結果を議会に報告しなければなりません。
- ・市長及び市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限において、必要な措置を講じます。

(3) 県教育委員会の指導、助言及び援助

- ・地方自治法第 245 条第 1 項の規定によるほか、重大事態への対処に関する市町の事務の適正な処理を図るため、県教育委員会より必要な指導、助言又は援助を受けることができます。

第 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

〔基本方針の見直し〕

- ・市教育委員会は学校における学校基本方針についての策定状況を確認します。
- ・市教育委員会及び学校は、適時基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときには、必要な措置を講じます。

〔学校評価〕

- ・学校の評価でいじめの防止等のための対策を取り扱う場合に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての対応について適正に評価が行われるようにします。